

県北広域振興局長告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成23年12月16日

県北広域振興局長 松岡 博

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700510	有限会社新里酒店	うぐいすの里 街なか デイサービスセンター	久慈市本町一丁目28番地	平成23年12月15日